



経営理念

- 01 | 地域を大切にし、発展的未来を共に創造する。
- 02 | 人々の「幸福」かつ「安定」した生活設計に寄与する。
- 03 | 常に積極的で、最良のサービスを提供する。

経営方針

高品質なサービスで 地域に貢献

協同組織金融機関の特色を活かして、顧客ニーズに応じた高品質な商品とサービスを安定的かつ積極的に提供し、地域社会と中小企業の繁栄に寄与する。

健全・透明な 経営の実践

健全で透明な金庫経営を通じて社会的企業価値の最大化に尽力するとともに、地域顧客のパートナーとして、地域社会のさらなる活性化をめざす。

職員の資質向上

自由闊達で活力ある職場環境をつくり、職員の資質の向上とより良い人材育成に努める。



栗東市／東海道 旧和中散本舗

CONTENTS

P.01 経営理念・経営方針

P.02 CONTENTS

P.03 ごあいさつ

今年度のしがちゅうしん

P.04 当金庫と地域社会

P.05 主要な事業の概況

P.07 中小企業の経営の改善および
地域の活性化のための取り組み

P.09 しがちゅうしんのDX支援
Shiga Big Advance・ケイエール

P.11 SDGs への取り組み

P.13 地域貢献活動

P.15 しがちゅうしん女性活躍の取り組み

P.17 総代会

インフォメーション

P.19 内部管理態勢とコンプライアンス態勢

P.21 マネー・ローンダリングおよび
テロ資金供与対策に関する取り組み

P.23 顧客保護等の管理態勢

P.25 リスク管理態勢

P.27 金庫の概況・役員および組織に関する事項

P.29 財務諸表

P.31 しがちゅうしんについて

P.33 店舗一覧

ごあいさつ

平素より滋賀中央信用金庫に対しまして格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

令和5年度における当金庫の経営内容や活動状況を取りまとめ本冊子を作成いたしました。ご高覧賜り、当金庫に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

令和5年度は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行し、景気の自律的な循環を制約してきた要因は解消され、飲食や観光などの国内サービス消費や、外国人旅行者の増加によるインバウンド消費が回復するなど、経済社会活動の正常化が進みました。

また、今春闘における30年ぶりの高い賃上げや、企業の高い投資意欲など、我が国経済には前向きな動きが見られており、四半世紀の間達成し得なかったデフレからの脱却に向けた環境が整いつつあります。

一方、県内経済は、個人消費は緩やかな持ち直しが続いていたものの、電気・ガス等のエネルギーや原材料価格の上昇による食品等の物価高騰から、消費回復のテンポは鈍化傾向にあり、生産活動においては、海外景気が減速傾向にあることに加え、円安による輸入コストの増加の影響もあり、全体的に持ち直しの動きが弱まりました。

こうした中、当金庫は長期経営計画「一まっすぐ未来—しがちゅうしん3か年計画 持続可能な社会を目指して」の計画Ⅱ期目の取り組みとして、取引先の事業継続を徹底的に支援し、地域経済の回復に努めていくことを最重要課題に掲げ、目まぐるしい経済環境の変化に、的確に対応できるよう、取引先に寄り添った活動を展開しました。

令和6年度は、取引先に対し、資金繰り支援にとどまることなく、省力化・省人化に向けたDX支援を始めとして、引き続き各種支援ツールを活用しながら、実情に応じた経営改善支援や事業再生支援等をこれまで以上に実施し、地域社会との共通価値の創造と、持続可能な社会の実現に取り組む所存でございます。

今後とも、内部管理態勢の充実・強化、役職員のコンプライアンスの醸成に努め、地域の皆さまに親しまれ、信頼されるよう努めてまいりますので、引き続きのご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月



理事長／沼尾 護

当金庫と地域社会

当金庫は、彦根市・近江八幡市・野洲市・守山市・栗東市・草津市・大津市・東近江市および愛知郡・犬上郡・蒲生郡地区を主な事業地区として、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営している相互扶助の金融機関です。

創業以来、この理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要としているお客さまにご融資し、地域社会を金融面からひとつに結ぶ要の役割を果たすべく努めてまいりました。

こうした業務運営によって育まれた地域社会との強い絆とネットワークは、当金庫にとって最も大切な財産と考えています。

当金庫は今後も、金融サービスの提供はもとより、地域特有の文化・環境・教育といった分野におきましても、地域社会の活性化・持続的発展のため広く貢献できますように努力してまいります。

今年度のしがちゅうしん

当金庫と地域社会

FOR THE FUTURE OF THE REGION

地域の未来のために。



お客さまの大切な財産を安全・確実に運用いただけるように、各種預金商品を取り揃え、着実な資産づくりのお手伝いをさせていただきます。



地域の活性化に資するため地域に密着した事業を展開し、ニーズに応じた資金をタイムリーに供給しています。



お客さまからお預けいただいた預金積金はご融資のほか、有価証券による運用を行っています。



お客さま・お取引先企業へのお手伝いを継続的に実施しています。

地域への資金供給

貸出金
残高
2,677 億円

貸出金以外の
運用余裕資金
運用残高
1,580 億円

地域とのつながり

支援
サービス

預金積金
残高
4,748 億円

お客さま会員

会員数 25,574 人

出資金 1,281 百万円

滋賀中央信用金庫

役員数 353 人

店舗 31 店舗
(内出張所：2)

主要な事業の概況

令和5年度の当金庫は、コロナ禍によりダメージを受けたお取引先への資金繰り支援は基より、地域経済の持続可能な再生を最優先課題に掲げ、本業支援・経営改善支援の拡充、人口減少等の社会的問題への対応として、事業承継・再生支援に取り組みました。

こうした中、預金積金は減少しましたが、貸出金においては事業性融資が堅調に推移し、先数・残高ともに増加しました。

また、お取引先のDX支援として、インターネットバンキングや、ケイアールの推進を図るとともに、個人のお取引先へは、年金受給口座や給与振込口座の推進を図りました。

■ 預金積金・貸出金の状況

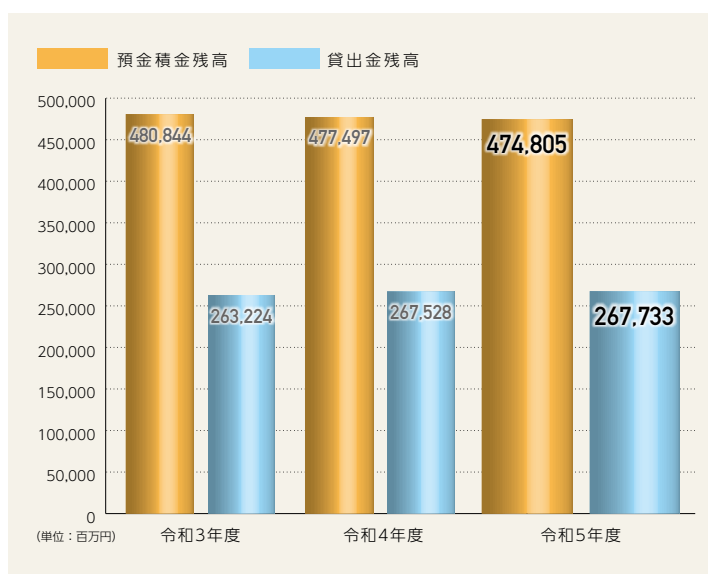
令和5年度の預金積金残高は、前期比26億91百万円減少し4,748億5百万円となりました。

科目別では、流動性預金が前期比93億91百万円増加、定期性預金が前期比120億83百万円減少しました。

一方、貸出金残高は、前期比2億5百万円増加し2,677億33百万円となりました。

事業性融資残高が前期比9億53百万円増加、事業性貸出先数は前期比119先増加し4,947先となりました。

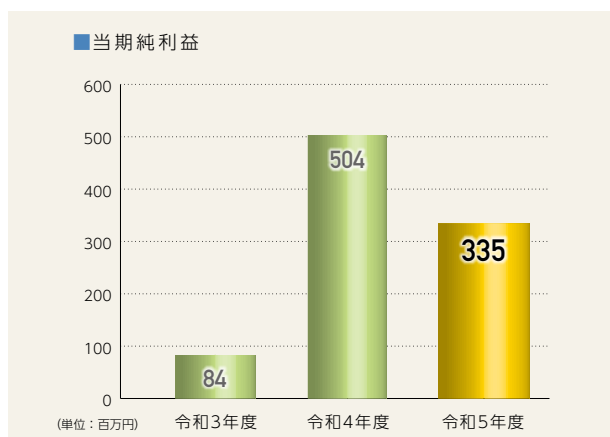
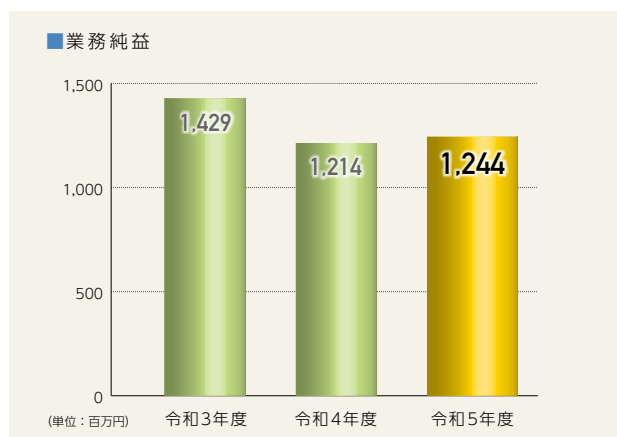
住宅ローン残高は前期比12億70百万円増加しました。



■ 収益の状況

業務純益とは、融資などの信用金庫本来の業務で得た利益を示すものです。

令和5年度の業務純益は12億44百万円で、前期比29百万円の増益となりましたが、当期純利益は、前期比1億68百万円減益の3億35百万円となりました。

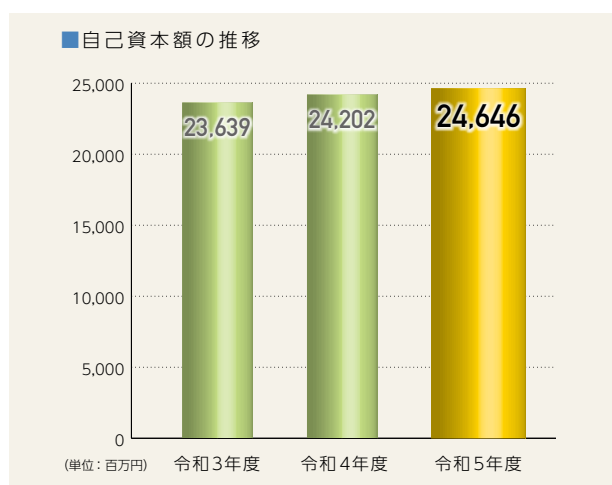
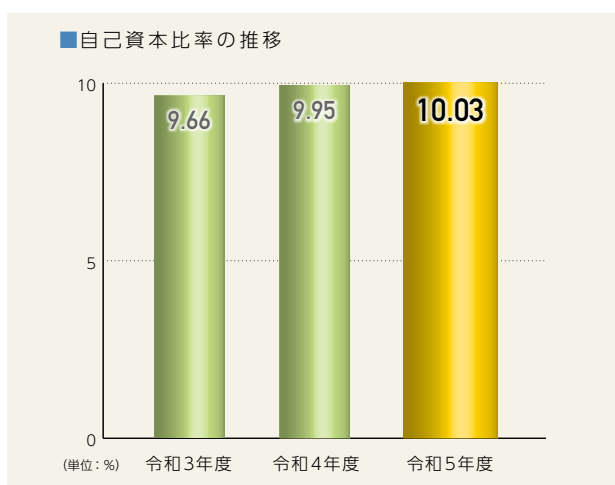


■ 自己資本の状況

自己資本比率とは、貸出金などの総資産に対する自己資本の割合で、その充実度を示す指標です。

令和5年度の自己資本額は、246億46百万円となり前期比4億43百万円増加、自己資本比率は0.08ポイント上昇し、10.03%となりました。

引き続き国内基準4.0%を上回る高い水準を維持しており、今後も皆さまに安定した金融サービスが提供できるよう経営の安定性・健全性を確保してまいります。



■ 主要な事業の状況

(単位: 千円)

項目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経常収益	6,379,151	6,286,976	6,876,218	6,051,081	6,214,441
経常利益	752,591	709,197	597,138	724,877	438,184
当期純利益	516,211	507,461	84,007	504,281	335,418
出資総額	1,272,956	1,273,041	1,286,910	1,285,779	1,281,868
出資総口数(口)	25,459,120	25,460,820	25,738,219	25,715,599	25,637,370
純資産額	21,184,115	23,439,325	21,746,775	19,409,860	19,551,379
総資産額	501,441,538	535,798,562	527,230,029	519,455,714	515,732,414
預金積金残高	459,940,776	489,794,429	480,844,757	477,497,393	474,805,820
貸出金残高	243,972,339	266,445,571	263,224,559	267,528,190	267,733,470
有価証券残高	172,278,203	173,252,767	172,984,359	167,904,666	158,086,965
単体自己資本比率(%)	9.13	9.50	9.66	9.95	10.03
会員数(人)	27,009	27,129	26,607	26,127	25,574
役員数(人)	15	12	11	10	12
うち常勤役員数(人)	10	9	8	7	9
職員数(人)	369	372	382	366	341
出資に対する配当金(出資1口あたり)(円)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
出資配当率(%)	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0

(注1) 単体自己資本比率については、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出しています。

(注2) 当金庫は国内基準を採用しています。

中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取り組み

■ 中小企業の経営支援に関する取組方針

- (1) お客様からの経営相談については、事業の特性等を踏まえ、経営の改善や再生の可能性等を十分に検討し、きめ細かくご相談に応じます。
- (2) お客様の経営改善に向けて、本部と営業店が一体となって、お客様の経営改善計画の作成に協力するとともに、継続的にお客様に助言等を行います。
- (3) 再生支援機関等の外部機関と協力するほか、再生支援が必要な場合には関係者と連携する等、様々な手段を検討し再生支援に取り組みます。
- (4) お客様の経営支援に適切に対応するため、職員等を研修会等に派遣し、能力の向上に努めます。

■ 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当金庫は、左記方針を適切に実施するために、以下のとおり態勢整備をしています。

- (1) お客様の経営改善・支援に対応するため融資管理部に「中小企業支援室」を設け、同室員が営業店等と一体となり経営改善・支援を行っています。
- (2) 必要な場合には再生支援機関等の外部機関と連携して経営改善・支援を図ります。
- (3) 経営改善・支援に関するご要望・ご意見・苦情に対応するため「苦情に関する相談窓口」を経営企画部に設置しています。
- (4) お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるため、融資担当者等を研修会に派遣し、必要な知識の取得を図っています。

■ 中小企業の経営支援に関する取組状況

令和5年度 主な実績

1 創業・新規事業開拓の支援

- 起業・創業される法人・個人への応援資金である創業・新事業支援融資を推進しました。

項目	件数	金額
創業支援資金「未来」	14件	71百万円
創業資金創業関連保証（保証協会付）	111件	448百万円

2 成長段階における支援

項目	件数	金額
動産・債権譲渡担保融資	—	—
本業支援（ソリューション提案）関連融資	97件	1,717百万円

- 滋賀県信用保証協会、滋賀県産業支援プラザ、滋賀県プロフェッショナル人材戦略拠点、産業雇用安定センター、各商工会議所、商工会等の外部機関に加え、税理士等の外部専門家とも連携し、取引先が抱えるさまざまな課題の解決を支援するため、本業支援（ソリューション提案）に積極的に取り組みました。

3 経営改善・事業再生・業種転換等支援

項目	件数	金額
滋賀県中小企業活性化協議会の活用実績	30件	4,427百万円
滋賀県信用保証協会経営サポート会議の活用実績	2件	146百万円
税理士等の外部専門家による経営改善指導等を導入した先	69件	8,939百万円

- コンサルティング機能強化を目的に外部機関の研修を積極的に受講しました。参加人数：延べ35名
また庫内研修として、外部より講師を招き、業種別支援の着眼点についての勉強会を実施しました。参加人数：延べ80名
経営改善支援の取組実績は、当金庫ホームページ掲載の資料編P45をご覧ください。

■ 「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

項目	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	952件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	21.64%
保証契約を解除した件数	25件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

▶▶▶ 創業セミナーの開催

創業予定者や創業後間もない方に対し、ビジネスの基礎知識や経営スキル、マーケティングや財務管理など、重要なトピックについて学ぶ機会を提供し、起業を支援する目的で開催しています。

創業予定者や、創業後間もない方を対象に、中小企業診断士や社会保険労務士といった専門家を講師に招き、創業について学ぶ「ひこね起業塾」「はちまん創業塾」を開催しました。創業時に必要な基礎知識やネットの利用などのノウハウを学び、実現に向けて創業計画書を作成いただきました。

- 「第2期ひこね起業塾」
7月1日～8月19日（計6日間開催）
16名の方が参加されました。
- 「はちまん創業塾2023」
7月9日～9月3日（計6日間開催）
30名の方が参加されました。



第2期 ひこね起業塾の様子



はちまん創業塾2023の様子

▶▶▶ 取引先の本業支援の取り組み

人口減少・高齢化に伴う後継者問題や人材不足、物価高騰による影響等、さまざまな課題を抱えるお取引先をしっかり寄り添い、事業継続を徹底的に支援し地域経済の持続可能な再生に取り組みました。

各種専門家支援や人材支援等
ソリューション取組件数 …… 992件
本業支援(ソリューション提案)
関連融資取組件数 …… 97件



■ 専門家との連携協定

お取引先の本業支援のため、事業承継やM&A、経営改善・IT活用等の各専門家と連携協定を締結しました。

連携協定先数 …… 67先
(令和6年3月末現在)



経営支援プラットフォーム Shiga Big Advance

未来をつなぐ、ともに前へ



全国の金融機関と共に皆さまのビジネスをサポートします

「地域企業の事業価値向上」と「地域活性化」を実現する

- ・ 本業支援を促進し事業価値向上、地域活性化に貢献する
- ・ IT化促進による生産性向上、働き方改革に貢献する

Face to Face とテクノロジーの融合

- ・ 今まで以上に地域金融機関が寄り添って貢献する
- ・ これを実現することで必要不可欠な最先端地域金融機関へ

全国の金融機関が連携し、地域の中小企業の成長を支援するプラットフォームです。金融機関の枠を超えた全国規模のビジネスマッチングから会社ホームページ作成、従業員向けの福利厚生サービスまで、幅広いサービスをご提供します。

Big Advance は中小企業の皆さまと金融機関の新しいコミュニケーションプラットフォームです。チャットで気軽に金融機関とやりとりができ、融資の相談や経営相談も可能です。

令和元年 10月1日よりサービス開始 (令和6年3月31日現在)

- 登録企業数 775 社
- ニーズ登録企業数 510 社
- FUKURI登録件数 129 件
- 商談依頼件数 (依頼元) 1,301 件
- HP作成企業数 335 社

Shiga Big Advance 搭載機能

ビジネスマッチング

地域の枠を超えたビジネスマッチングを金融機関がサポートします。

ホームページ作成

フォーマットに入力するだけでかんたんにHPを作成できます。

補助金助成金

独自のデータベースから全国市区町村単位の情報をかんたんに検索できます。

安否確認

緊急時に従業員の安否確認がワンタッチで実施できます。

福利厚生「FUKURI」

従業員の皆さまにクーポンサイト「FUKURI」を福利厚生としてご利用いただけます。

金融機関連絡チャット

金融機関の事務局や支店担当者とチャットで連絡をすることができます。

今年度のしがちゅうしん

経営支援プラットフォーム Shiga Big Advance

しがちゅうしんのDX支援 ケイエール

しんきんの法人向けデジタルサービス



中小企業の皆さまとしんきんをつなぐデジタルサービス。仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近になります。



しんきんを、いつもそばに。

まっすぐなきもちと、あたたかいサービスで、私たちしんきんは、Face to Faceで中小企業の皆さまと向き合い、地域と共に歩んできました。

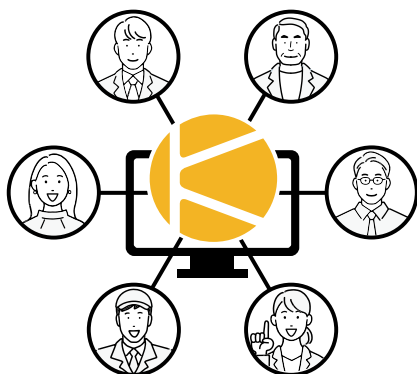
その想いは、人と人が対面で会いにくい世の中になり、デジタル化の波が押し寄せても変わりません。

これまで以上にFace to Faceを大切にするために、しんきんは、次の一歩を踏み出します。

いつでも、皆さまとしんきんをつなぐ、新しいデジタルサービス「ケイエール」誕生。

資金や仕事を便利に管理できるのはもちろん、しんきんのサポートがぐっと身近に。ひとりの頑張りに頼らない経営を。ゆとりが生まれる、毎日を。

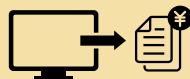
目の前にいる時も、デジタルでつながる時も、いきいきとした、いい顔が見たいから。私たちは、このサービスをきっかけに、もっと、皆さまのしんきんになります。



ケイエール搭載機能

電子請求書対応

インボイス制度に対応した適格請求書の発行から入金確認作業までワンストップで実施可能。



電子ファイル共有・保存

紙で保存している書類を、オンライン上で管理し、ペーパーレス化を実現。電子帳簿保存法に対応した請求書・領収書の保存も可能。



バックオフィスサービス

勤怠管理や経費精算など、日々のバックオフィス業務に関わるデジタルサービスをワンストップで提供。



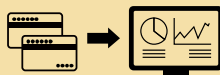
課題解決サービス

経営上の様々な課題を、ポータル上で信用金庫に相談できる「経営相談窓口」を設置。課題に応じて様々な解決策を提案。



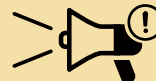
資金繰り把握

複数金融機関の口座残高、入出金履歴を一括管理。資金繰り表も自動で作成。信用金庫とも共有可能で、コミュニケーションがより円滑に。



アラート機能

大口入金があった時や支払いが不足しそうな時など、任意で設定した条件に合わせて自動でお知らせ。



SDGsへの取り組み

滋賀中央信用金庫 — まっすぐ未来 — サステナブル宣言



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

滋賀中央信用金庫は、地域社会の一員として地域の皆さまとのつながりを大切にし、社会的課題解決、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、地域金融機関としての活動を通じてSDGsの達成に取り組んでまいります。

滋賀中央信用金庫 理事長 沼尾 護

SDGs 活動方針

当金庫は、『まっすぐ未来』につなぐ重要課題（マテリアリティ）を掲げ、SDGsの達成を目指します。



“つなぐ”は、当金庫と地域の社会、経済、人とのつながりや役職員間をつなぐを意図とし、SDGs活動との相乗効果により持続可能性（サステナビリティ）を追求し、SDGsを通じて社会に貢献することを込めています。

つなぐ
1

地域社会の活性化と持続的繁栄への貢献

地域社会の活性化と持続的な繁栄を目指して、地域のすべての人とのつながりを大切にし、地方公共団体、各種団体等とも連携しながら金融支援・非金融支援を通じて地域の課題解決に尽力いたします。

また、地域行事等への積極的な参加や職場体験・職場見学を実施することで、地域に根ざした身近な金融機関として活気ある地域社会創りに貢献します。

つなぐ
2

地域経済の持続的発展への支援

地域の経済が持続的に発展することは、そこで生活するあらゆる人々が幸福であり続けられることにつながるものであることから、当金庫は継続的に金融仲介機能を発揮し中小企業の皆さまに寄り添い、企業の課題解決に向けた取り組みを実践します。

SDGsの理念「誰一人取り残さない」に則った地域経済の発展を目指し、金融サービスの向上とコンサルティング機能の強化に努めます。

つなぐ
3

あらゆる角度からの環境保全

地域社会の繁栄や地域経済の発展において、環境保全や自然災害等への取り組みは重要な課題となります。当金庫は、中小企業の皆さまに対してその必要な金融支援を行うために、多様な金融商品を取り揃え地域の環境保全に努めます。

また、事業活動においても、環境負荷の低減に努め、あらゆる分野で環境保全に取り組めます。

つなぐ
4

目標達成に向けた人材育成

SDGsを社会や経済、環境保全につなげるために、役職員が少なからず貢献できるようスキルの向上、目利き力の養成を図るとともに、女性活躍の促進、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境の確立、すべての職員の働きがいやモチベーションの向上に努めます。また、未来を担う青少年の健全育成の支援に取り組めます。



■ 地域経済の持続的発展への支援に向けた取り組み

金融庁より、地域金融機関等の現場職員が円滑に事業者支援に着手できるよう、支援のノウハウ・知見を業種ごとに整理した「業種別支援の着眼点」が公表されたことを受け、事業者支援の一層の強化を図るため、外部講師を招き、営業店長をはじめ得意先係や融資係を対象に研修会を実施しました。



■ 「しがちゅうしんMLGsローン」の取り扱い



当金庫は、地域のお客さまの省エネを中心としたカーボンニュートラルへの取り組みを支援するため、令和4年4月1日より「しがちゅうしんMLGsローン」を取り扱っています。省エネ設備導入資金に活用いただきやすいよう金利優遇を設定、実行額の0.1%相当額を、滋賀県における琵琶湖保全活動に、当金庫より寄附を行います。

省エネ、CO₂排出量の削減設備の導入資金に **MLGsローン**

2030年の琵琶湖のために 本商品の実行金額の10%相当額を、滋賀県における琵琶湖保全活動に滋賀中央信用金庫より寄附を行います。

金利優遇
 実行額100万円未満の場合 -0.5%
 実行額100万円以上の場合 -1.0%

滋賀中央信用金庫
www.shigachushin.jp

【令和6年3月末現在の取り扱い実績】

融資件数 …………… 40件

融資金額 …………… 107百万円

令和5年11月、滋賀県庁にて金10万円の寄附を行いました。

MLGsとは？

マザーレイクゴールズ(Mother Lake Goals, MLGs)は、琵琶湖を切り口とした2030年の持続可能社会へ向けた目標(ゴール)です。MLGsは、琵琶湖版SDGsとして、2030年の環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築に向け、琵琶湖を切り口として独自に13のゴールを設定しています。

■ 「しがちゅうしんビジネスクラブ」の創設



当金庫は本年7月で合併20周年を迎えます。これまで当金庫は創業塾や事業承継支援を通じて、創業者や若手経営者の支援を展開してきました。今回これらを組織化し、経営者の学びの場や異業種交流の場を提供することを目的に、周年事業として次世代経営者を中心とした会員組織を発足しました。



しがちゅうしんビジネスクラブとは？

経営者または次世代経営者の皆さまの出会いの場、人脈作りの場、情報交換の場、継続して経営を学ぶ場、そして成長していくことを目的とした会員制の会です。

地域貢献活動

■ 地域の子どもたちのための取り組み

青少年スポーツ活動への後援

スポーツの振興と青少年の健全育成に貢献すべく、優勝・準優勝チームにメダルを寄贈しています。

- 第45回
全国スポーツ少年団軟式野球交流大会
彦根支部大会後援(令和5年5月)
- 第25回
彦根学童野球選手権大会後援
(令和5年7月)



■ 地域活動への参加

「女性のための創業塾」への講師派遣

令和5年度、東近江市商工会主催で開催された「女性のための創業塾」に、当金庫から地域支援部の女性職員1名を講師として派遣しました。

女性起業家のための融資制度の紹介、金融機関から見る創業企業の評価ポイント等について講義を行いました。



■ 福祉活動

日本赤十字社の「献血サポーター」として献血に協力

当金庫は医療に必要な血液を献血によって安定的に確保するための「献血サポーター」に企業として登録し、積極的に献血に協力しています。



信用金庫の日の取り組み

6月15日は信用金庫の日



昭和26年6月15日に「信用金庫法」が公布・施行されたことにちなみ、6月15日を信用金庫の日と定めています。これは、信用金庫法施行1周年を記念して開催された、第1回全国信用金庫大会において宣言されたものです。

当金庫では、職員が各営業店に来店されたお客さまに対し、啓発チラシとあさがおやコスモスの花の種子を手渡し、特殊詐欺未然防止を呼びかけるなどの啓発活動を行いました。

また、業務終了後には、本部および各店舗周辺において、社会貢献活動の一環として、役職員による一斉清掃活動を行いました。

■ 特殊詐欺未然防止を呼びかける啓発活動

本店営業部では、近江八幡警察署および警友会の協力のもと、滋賀県警マスコット「けいたくん」も登場し、啓発活動を行いました。



啓発チラシとあさがおやコスモスの花の種子を手渡しました。

滋賀県警マスコット「けいたくん」



■ 役職員による一斉清掃活動

社会貢献活動の一環として、本部および各店舗周辺において役職員による一斉清掃活動を行いました。



しがちゅうしん女性活躍の取り組み

女性がより一層輝ける社会を目指して—。

滋賀県 女性活躍推進企業

2つ星企業として平成29年の認証後、令和3年10月に更新の認証を受けました。女性活躍推進法に基づき女性の活躍を推進するための行動計画の策定・届出・公表および女性活躍に関する情報の公表等、働きやすい職場づくりの推進に取り組んでいます。



女性活躍 推進状況

令和6年3月末現在

女性の
育児休業
取得率

100%

育休・産休
から復帰した
女性の割合

100%

管理職
候補者
女性比率

56%

滋賀中央信用金庫 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が様々な部署で能力を発揮し、キャリアアップしていくため、次のように行動計画を策定します。

計画期間

令和2年4月1日
～ 令和7年3月31日

課題

1. 管理職に占める女性の割合 …… 33% 以上
2. 有給休暇の取得率 …………… 60% 以上

〈取組内容と実施時期〉

[課題1] 管理職に占める女性の割合		[課題2] 有給休暇の取得率	
平成30年4月以降	定期的に女性部会を開催 エリア別女性会議での意見の検討と分析 「働きやすい職場」や「モチベーションアップ」に繋げる	平成31年4月	アンバーサリー休暇を新設
平成30年8月	女性管理職対象の研修を実施	令和2年4月	ワークライフバランス休暇を新設
平成31年1月	女性向け自主勉強会「女性活躍推進とホスピタリティ」開催	令和3年4月	リフレッシュ休暇を新設
平成31年4月	女性管理職に占める割合 30.3% (前回目標30%以上達成)	令和4年4月	夏季休暇を新設
令和元年10月	女性部会にて「産休産後・育児休暇についてのしおり」作成 窓口セールス・対応 勉強会実施	女性活躍推進法に基づく行動計画の詳細は、 当金庫ホームページをご覧ください。	
令和2年3月	女性管理職に占める割合 33%以上を目標とする		

今年度のしがちゅうしん

女性活躍の取り組み

女性活躍01

イクボス宣言

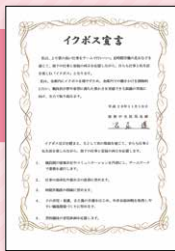


滋賀県イクボス宣言企業

私は、より質の高い仕事をチームで行いつつ、長時間労働の是正などを通じて、部下の仕事と家庭の両立を応援しながら、自らも仕事と私生活を楽しむ「イクボス」となります。

私は、金庫内にイクボスを増やすため、金庫内での働きかけを積極的に行い、職員皆が夢や希望に満ちた豊かさを実感できる組織の実現に向け、全力で取り組みます。

イクボス宣言を踏まえ、主として次の取り組みを通じて、自らも仕事と私生活を楽しみながら、部下の仕事と家庭の両立を応援します。



1. 職員間の情報共有やコミュニケーションを円滑にし、チームワークで業務を遂行します。
2. 仕事の効率化や進め方の改善に努めます。
3. 時間外勤務の削減に努めます。
4. 子の育児・看護、また親の介護をはじめ、年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくりに努めます。
5. 男性職員の育児参画を応援します。



「イクボス」とは

部下の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に理解があり、自らも仕事と私生活を充実させている上司のことです。

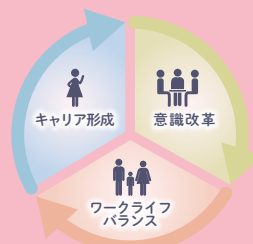
Work Life Balance



女性活躍02

ワークライフバランス

当金庫はワークライフバランスを考慮し、職員のより良い人生を目指します。職員が家庭と仕事を両立し、個々のライフイベントに左右されず仕事で活躍できるよう、育児休業制度や介護休業制度などのワークライフバランスに配慮した制度や支援の拡充に努めています。



女性活躍03

女性活躍宣言! (女性部会の設置)

- 平成27年4月に発足した「女性部会」を中心に、ワークショップを開催し、職員の多様な働き方を支援し、家庭と仕事を両立できるよう、様々な取り組みを応援しています。



今年度のしがちゅうしん

しがちゅうしん
女性活躍の取り組み

総代会

■ 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫の会員数はたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。

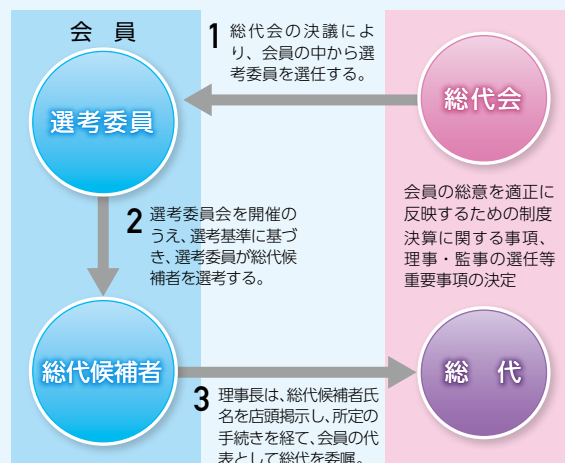
そこで、当金庫では会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しています。この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任地域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、様々な経営改善に取り組んでいます。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■ 総代会の仕組み

総代会は、会員一人ひとりの意見を適正に反映するための開かれた制度です。



■ 第111期通常総代会の決議事項

令和6年6月18日に開催されました第111期通常総代会において、下記の事項の報告ならびに次の議案が承認・可決されました。

【報告事項】

第111期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）
業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 会員除名の件
第3号議案 理事任期満了につき理事7名選任の件
第4号議案 監事任期満了につき監事4名選任の件
第5号議案 退任理事に対する退職慰労金贈呈の件
第6号議案 総代候補者選考委員12名選任の件



■ 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っています。

そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選考されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

■ 総代候補者選考基準

当金庫は、総代候補者を選考するにあたり、「総代候補者選考基準」に基づき、総代にふさわしい候補者を会員の中から公正に選考しています。

- | | |
|--|--|
| <p>①資格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当金庫の会員であること ●就任時点で75歳を超えていない者 | <p>②適格要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ●総代としてふさわしい見識を有している者 ●良識をもって正しい判断ができる者 ●人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者 ●その他総代選考委員が適格と認めた者 |
|--|--|

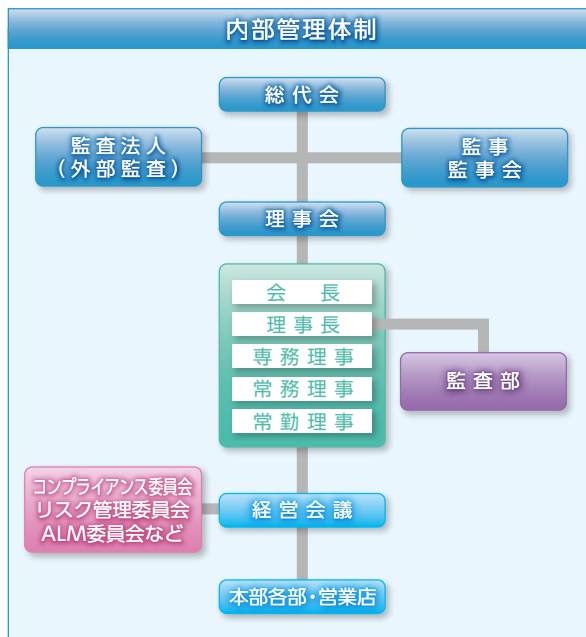
内部管理態勢とコンプライアンス態勢

■ 内部管理態勢

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号および同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性および適切性を確保するための基本方針として「内部管理基本方針」を定め、体制の整備と実効性の確保に努めています。

内部管理基本方針

- ①この金庫の理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ②この金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- ③この金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ④この金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑤この金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- ⑥この金庫の監事の職務を補助すべき職員のこの金庫の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑦この金庫の理事および職員がこの金庫の監事に報告をするための体制その他のこの金庫の監事への報告に関する体制
- ⑧この金庫の監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑨この金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑩その他この金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制



(総代会)

詳しくはP17～18をご覧ください。

(理事会)

経営に関する方針やその他重要事項を決定するほか、理事の職務の執行を監督します。

(監事・監事会)

監事は、監事会で策定された監査方針に基づき、理事会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産の状況調査を通じて、理事等の職務執行状況を監査します。

(外部監査)

外部監査は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、監査人として独立した立場から財務諸表に対する監査を受けています。

(経営会議)

経営会議は基本方針に基づいて、具体的執行方針を確立するために、経営に関する重要な事項を協議します。

(内部監査体制)

理事長直轄で被監査部門から独立した監査部が、適切性・有効性の観点から内部監査を実施し、問題点の改善提言を通じて業務の健全性の確保と効率性の向上を図ります。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

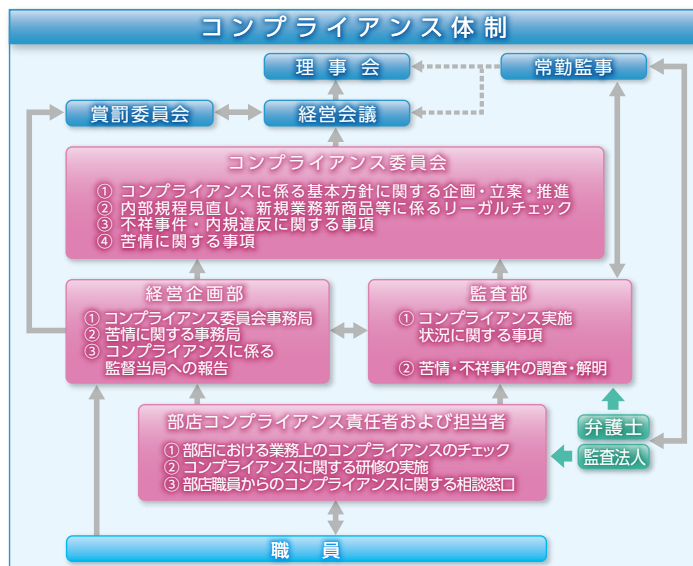
1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。
6. いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引は、絶対に行いません。

■ コンプライアンス（法令等遵守）態勢

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当金庫は、コンプライアンスを確立し実践することが、地域の皆さまの信頼を得るとともに、経営の健全性確保につながるとの基本認識に基づき、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置づけて、高い企業倫理と遵法精神に則った経営に努めています。

具体的には、「倫理規程」、「コンプライアンス規程」および「コンプライアンスマニュアル」を制定し、統括部署をコンプライアンス委員会、事務局を経営企画部としています。毎年「コンプライアンスプログラム実施計画表」を作成し、それに基づいてコンプライアンスに関する規程の整備、役職員の研修等を実施しています。

今後も、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にそむくことのない企業風土の醸成のために、役職員一丸となって取り組んでまいります。



■ 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が別に定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」という。）し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまの信頼を向上させるため、以下の事項を遵守します。

- 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として、利益相反管理を行います。
- 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
- 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 管理対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 管理対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 管理対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 管理対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
- 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取り組み

■ マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、組織犯罪による金融サービスの濫用を防止し金融市場に対する信頼を確保するため、犯罪による収益の移転防止に関する法律等を遵守するとともに、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、誠実かつ公正に業務を遂行するための内部管理態勢を構築しています。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策ポリシー

滋賀中央信用金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、経営陣は組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえた方針・規程の策定、またこれらの方針・規程・手順等に基づき定める顧客管理、記録保存等の具体的な手法の策定、更に、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また当金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めて方針・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は経営企画部とし、各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組めます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方に基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィルタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

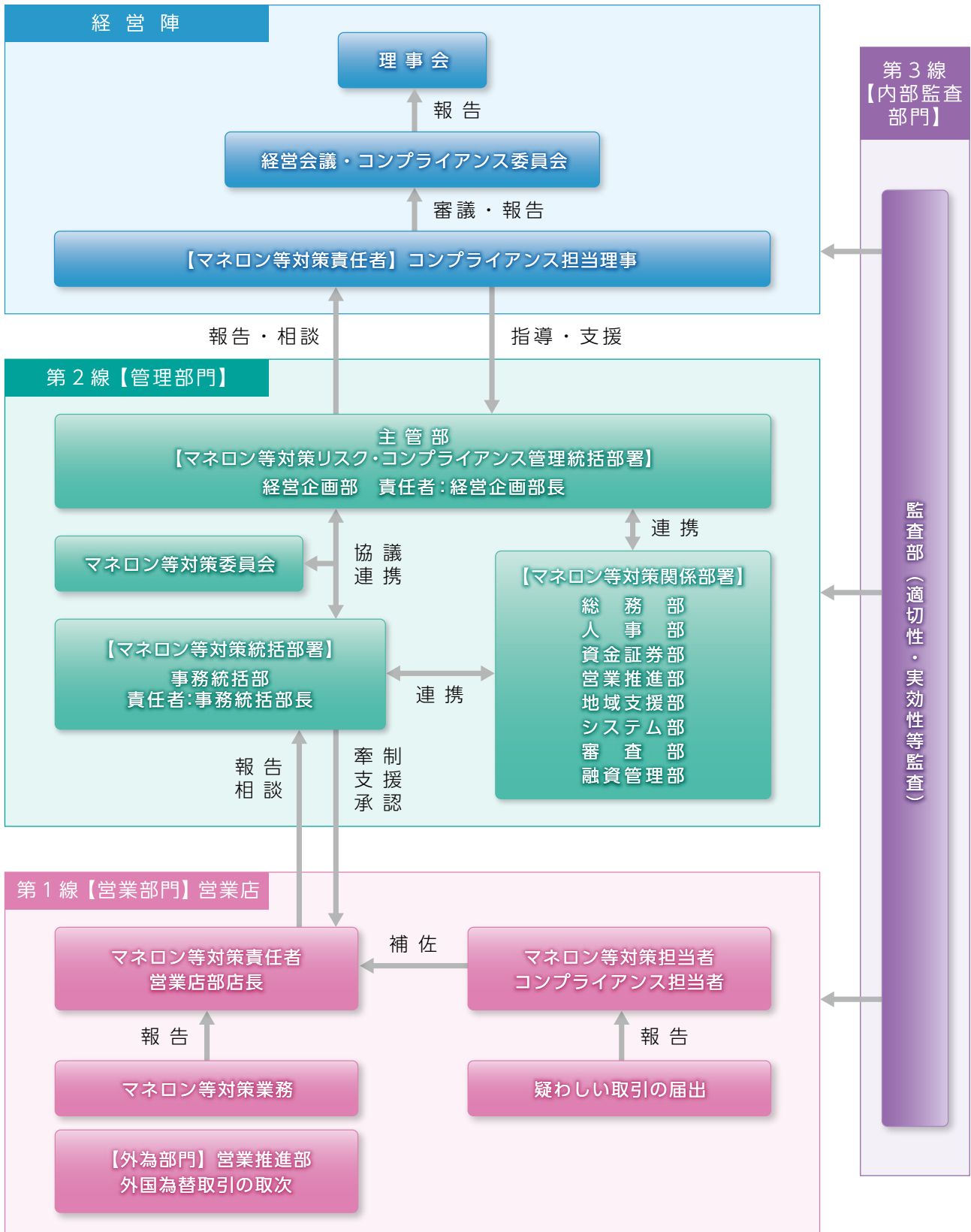
8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店等を通じて、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取り組めます。

■ マネー・ローンダリング／テロ資金供与対策に係る管理態勢 組織図



インフォメーション

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関する取り組み

顧客保護等の管理態勢

■ 顧客保護等管理方針

1. 当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、お客さまの資産、当金庫との取引に係るお客さまの情報およびその他の利益を保護するため、ここに顧客保護等管理方針を定め、誠意を以って対応する。
2. お客さまとの取引に際しては、法令等にしがたい金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分に行う。
3. お客さまからの相談又は苦情等については、顧客サポート等の担当部署において、適切かつ十分に取り扱う。
4. お客さまに関する情報については、法令等にしがたい適切に取得し、安全に管理する。
5. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することについては、お客さまの情報その他の利益を守るため、「外部委託管理責任者」を設置し、適切に外部委託先を管理する。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際して、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明いたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気付きの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

■ サイバーセキュリティ取組方針

当金庫は、サイバーセキュリティリスクへの対応が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（平成27年経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、その継続的な体制整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し、対策を推進します。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

■ 金融犯罪防止の取り組み 当金庫は金融犯罪を防止するため様々な取り組みを行っています。

ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と出金回数（個人のお客さま）

キャッシュカードの盗難や偽造により預金が引き出される被害が多発しています。お客さまの大切なご預金をお守りするため、ATMによる1日当たりの出金ご利用限度額と1日当たりの出金回数の上限を、口座単位で指定することができます。

【ATMのご利用限度額（1日当たり1口座ごと）】

	ICカード
現金払出し	50万円
振込	50万円

- ・ATM振込の1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
 - ・ICカードの1日のご利用限度額は、届出により200万円まで変更できます。
 - ・1日のご利用限度額・回数を設定することができます。
 - ・満70歳以上で過去1年以上キャッシュカードにて振込がない個人のお客さままで、届出がない場合の振込ご利用限度額はそれぞれ10万円となります。
- ※1日のご利用限度額・回数の変更をご希望のお客さまは窓口へお申し出ください。

■ 振り込め詐欺救済法への対応

「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（略称：「振り込め詐欺救済法」）」により、振り込め詐欺等の被害に遭われた方への被害回復分配金の支払いが可能となっております。分配金の請求はお客さまご自身が振込先金融機関に出向いて行っていただく必要がございます。

当金庫では振り込め詐欺・還付金詐欺などにより当金庫から振込をされた方、または当金庫の口座へ振込された被害者の方に対してのお問い合わせ窓口を設けております。

【振り込め詐欺救済法 お問い合わせ窓口】

事務統括部 ◆電話番号:0749-35-1120
◆受付時間:月曜日～金曜日
(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00

【通帳・キャッシュカード等の紛失・盗難・偽造に遭われた場合の連絡窓口】

◆平日の営業時間内(8:45～17:00) お取引店へご連絡ください
◆時間外受付:しんきんATM監視センター(キャッシュカード紛失共同受付センター)
◆電話番号:06-6454-6631

■ 金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応

当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからのご相談・苦情・紛争等を営業店または経営企画部で受け付けています。

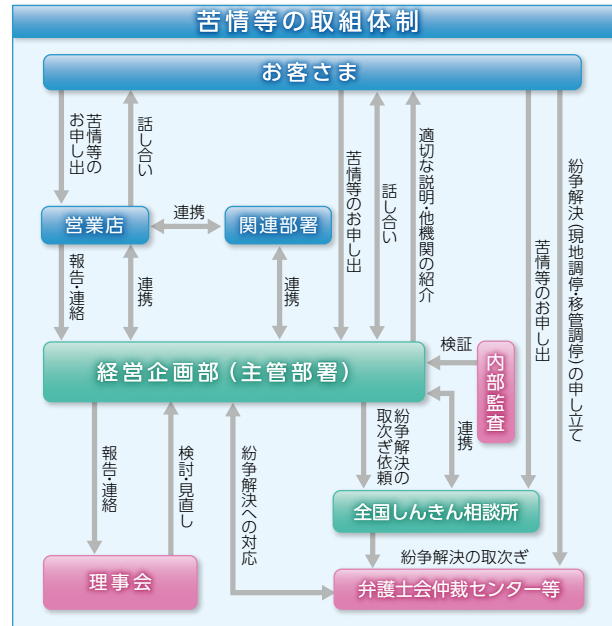
1.お客さまのお申し出に対する当金庫の対応

- (1) 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえで、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
- (2) 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
- (3) 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

【滋賀中央信用金庫 経営企画部】

住 所	彦根市小泉町34-1
電話 番号	0749-35-1000
受付 時間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)9:00～17:00
受付 媒体	電話、手紙、面談

※お客さまの個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまとのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。



- 2.当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営企画部にご相談ください。

【全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)】

住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電話 番号	03-3517-5825
受付 時間	月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く)9:00～17:00
受付 媒体	電話、手紙、面談

- 3.滋賀弁護士会が設置運営する和解あっせんセンター、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、経営企画部または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。

名 称	滋賀弁護士会 和解あっせんセンター	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住 所	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話 番号	077-522-2013	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付 時間	月～金(祝日、年末年始除く) 9:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 10:00～12:00、13:00～16:00	月～金(祝日、年末年始除く) 9:30～12:00、13:00～17:00

- 4.東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫経営企画部にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページをご覧ください。

- (1) 現地調停 東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。
- (2) 移管調停 当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

リスク管理態勢

■ リスク管理の態勢

金融の自由化・国際化の進展や技術革新に伴い、金融機関の業務は益々多様化、高度化しており、日常業務において管理すべきリスクはこれまで以上に増大してきており、リスク管理の充実が最重要課題の1つになっています。

こうした状況のもと、当金庫は、経営環境の変化に迅速かつ適切に対応しつつ経営の健全性を確保するため、リスク管理規程および各リスク管理要領を制定し、統括部署としてリスク管理委員会を設置しリスクの一元管理を行う等、リスク管理の強化を図るとともにリスクを個別に管理するのではなく、異なる種類のリスクを共通の尺度で計量化し、これを経営体力(自己資本)の範囲内に収める統合的リスク管理態勢を確立するため、「統合的リスク管理規程」および「統合的リスク管理基準」を制定しています。

当金庫は、日常業務において内在するリスクを把握・評価し、適切に対応するため、以下のとおりの基本方針を定めています。

(1) 健全経営

当金庫は、健全かつ安定した経営を行うため、低リスクを基本とした資産・負債の総合管理を徹底し、自己資本の充実に努める。

(2) リスクの極小化

当金庫は、リスクの分散・コントロールを行い、リスクの極小化に努める。

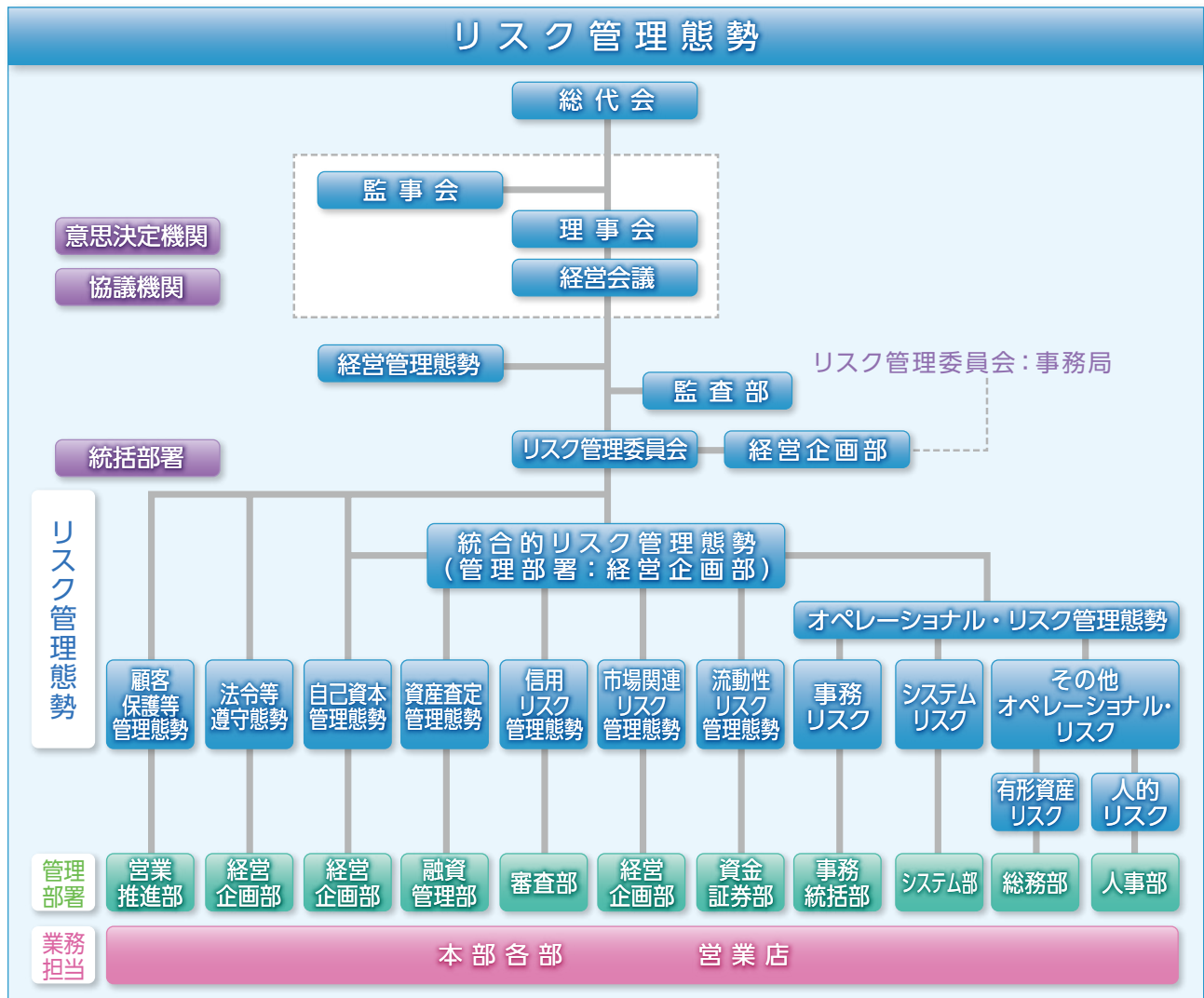
(3) 適正なリスク

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクの総量が当金庫の体力を上回らないよう適切に管理する。

(4) 安定収益の確保

当金庫は、統合的なリスク管理の徹底により、リスクに見合った適切な収益を確保するとともに収益の安定化を図る。

本方針のもと、リスク管理を徹底し、地域金融機関としての信頼を一層高められるよう努めます。



インフォメーション

リスク管理態勢

■ 統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関の直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスクも含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎に評価したリスクを総合的に捉え、自己資本と対比することにより、自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫は、バーゼルⅢの指針に基づき、自己資本比率を算出するとともに、「第二の柱」の要求事項である金融機関が自らの規模や特性に照らし、内包するリスクを総合的に捉え、自主管理を行う「統合的リスク管理態勢」を構築しています。

1. 信用リスク

信用リスク管理は自己査定債務者区分および分類結果、企業格付等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させることを基本方針としています。

手続の概要としては、企業信用格付から算出されるデフォルト確率(PD)に基づき、非期待損失率(UL)等の信用リスクを計測し、自己査定による債務者区分から算出される貸倒引当金の状況の適切性、また、当金庫の自己資本に及ぼす影響等を管理しています。貸倒引当金は、当金庫の定める「資産自己査定規程」および「償却・引当の基準」に基づき、正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

2. 市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランス含む)の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいます。市場リスクは金利ショックを信頼区間99%、期間120営業日、観測期間5年で計算されるVaRによりリスク量を算出しています。

なお、市場リスク量の算出においては、金利、株式等のリスク・ファクターの相関関係を考慮しています。

3. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの算出手法については、基礎的手法、粗利益配分手法、先進的計測手法がありますが、当金庫は基礎的手法を採用しています。

オペレーショナル・リスク量 = 調整後業務粗利益 × 15%

調整後業務粗利益 = [業務粗利益 - 債券5勘定戻(債券売却益等5勘定の損益) + 役務取引費用(外部委託に係る費用)]の直近3年間の平均額

オペレーショナル・リスク・アセットについてはオペレーショナル・リスク量 ÷ 8%で算出しています。

当金庫のオペレーショナル・リスクについては、次のリスクを管理しています。

- 事務リスク
役職員が事務ミス、或いは事故・不正等を起こすことにより金庫が損失を被るリスクのことをいいます。事務リスク管理においては、常に事務リスク発生の危険度を把握し、規程の整備指導を図るとともに、厳正な事務管理に努めています。
- システムリスク
コンピュータ・システムのダウン又は誤作動等、システムの不備等に伴い金庫が損失を被るリスクやコンピュータが不正に使用されることにより金庫が損失を被るリスクをいいます。当金庫の情報資産保護のための管理体制を整備し、適切なシステムリスク管理運営を図るものとし、すべての役職員は、システムリスク管理の重要性を認識し、そのリスクを極小化するため、諸規程、事務取扱要領等を厳守し、行動しています。
- 有形資産リスク
災害・その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害等により、金融機関が損害を被るリスクのことをいいます。当金庫は、平時の管理と緊急時の体制を確立し当金庫が災害等の事象から生じる有形資産の毀損・損害等から直面する有形資産のリスクを認識し、適切な管理を行っています。
- 人的リスク
不祥事件から生じる経営への影響・風評リスク、人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)から生じる労務問題、健康面・メンタルヘルスにかかる休業等のリスク、差別的行為(セクシャルハラスメント・パワーハラスメント)から生じる損失・損害を被るリスクをいい、人事部による人的リスクの管理および環境整備を図っています。

4. 流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利で資金調達を余儀なくされる等により金庫が損失を被るリスクをいいます。流動性リスク管理においては、当金庫の資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を目指しています。

金庫の概況・役員および組織に関する事項

■ 当金庫の概要

創 立	大正3年6月2日
出資金	12億81百万円
代表者	理事長 沼尾 護
店 舗	本部：滋賀県彦根市小泉町34番地1
	本店：滋賀県近江八幡市桜宮町198番地
	支店：彦根市 9店舗・1出張所
	近江八幡市 4店舗・1出張所
	守山市 3店舗
	栗東市 1店舗
	草津市 2店舗
	大津市 1店舗
	東近江市 1店舗
	野洲市 2店舗
蒲生郡 1店舗	
愛知郡 2店舗	
犬上郡 2店舗	
合 計	31店舗
営業地区	滋賀県

(令和6年3月末現在)



■ 主要な事業の内容

1. 預金又は定期積金の受入れ
2. 会員に対する資金の貸付け
3. 会員のためにする手形の割引
4. 法令の定めるところによる地方公共団体、金融機関その他会員以外の者に対する資金の貸付けおよび手形の割引
5. 為替取引
6. 上記1～5の業務に付随する債務の保証又は手形の引受けその他信用金庫業務に付随する業務
7. 国債、地方債、政府保証債その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務（上記6により行う業務を除く。）
8. 担保付社債信託法その他の法律により信用金庫が営むことのできる業務
9. その他前各号の業務に付帯又は関連する業務

■ 理事・監事の氏名および役職名

理事長 (代表理事) 沼尾 護
 専務理事 (代表理事) 池野 公造
 専務理事 (代表理事) 岩崎 哲雄
 常務理事 (代表理事) 木村 茂

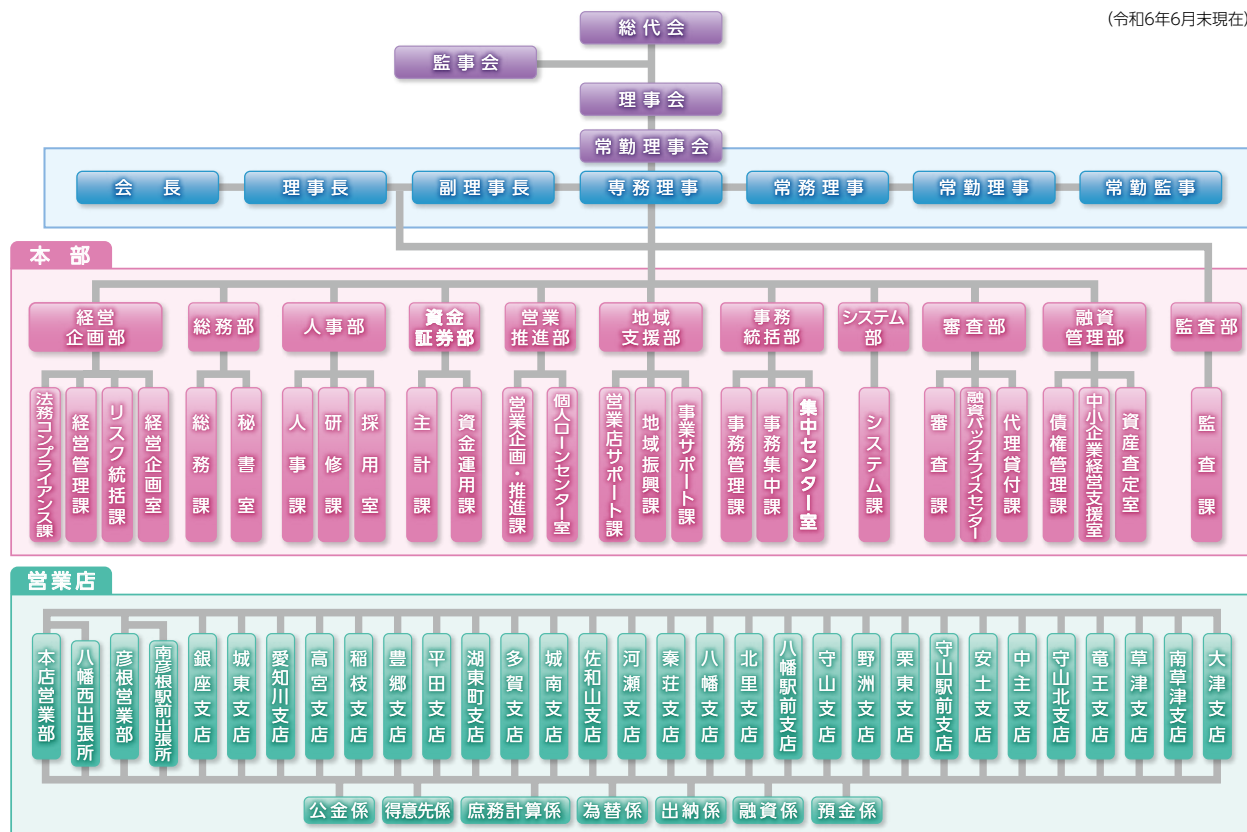
理事 (常勤) 小野田 広徳
 理事 (常勤) 北村 栄宏
 理事 (常勤) 若林 暢

常勤監事 中村 隆裕
 監事 (非常勤) 尾賀 康裕
 監事 (非常勤・員外) 宮本 幸二
 監事 (非常勤・員外) 高橋 一浩

※監事 宮本幸二および高橋一浩は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

(令和6年6月末現在)

■ 事業の組織



■ 報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めています。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2)令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	169

(注)1.対象役員に該当する理事は8名、監事は2名です(期中に退任した者を含む)。

2.上記の内訳は、「基本報酬」136百万円、「賞与」100百万円、「退職慰労金」33百万円となっています。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3.使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めています。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第6号に該当する事項はありませんでした。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注)1.対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれています。

2.「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

3.令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

財務諸表

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
(資産の部)		
現金	4,494	5,453
預 け 金	64,977	70,000
買 入 金 銭 債 権	3,931	3,375
有 価 証 券	167,904	158,086
国 債	15,206	11,816
地 方 債	21,548	20,575
社 債	57,868	55,300
株 式	800	804
その他の証券	72,480	69,589
貸 出 金	267,528	267,733
割引手形	1,332	1,307
手形貸付	18,443	16,835
証書貸付	241,652	243,152
当座貸越	6,099	6,437
そ の 他 資 産	2,391	3,163
未決済為替貸	78	134
信金中金出資金	1,814	2,484
未収収益	352	415
その他の資産	146	129
有 形 固 定 資 産	7,181	7,186
建 物	3,867	3,688
土 地	2,792	2,792
リ ー ス 資 産	137	363
その他の有形固定資産	382	342
無 形 固 定 資 産	72	85
ソフトウェア	55	70
リ ー ス 資 産	6	4
その他の無形固定資産	10	10
繰 延 税 金 資 産	1,878	2,115
債 務 保 証 見 返	1,989	2,251
貸 倒 引 当 金	△2,893	△3,720
(うち個別貸倒引当金)	(△1,884)	(△2,548)
資 産 の 部 合 計	519,455	515,732

(単位：百万円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和5年3月31日現在	令和6年3月31日現在
(負債の部)		
預 金 積 金	477,497	474,805
当 座 預 金	9,029	9,788
普 通 預 金	176,162	185,669
貯 蓄 預 金	840	795
通 知 預 金	1,786	1,621
定 期 預 金	281,201	269,746
定 期 積 金	6,222	5,594
そ の 他 の 預 金	2,254	1,590
借 用 金	18,600	17,000
借 入 金	18,600	17,000
そ の 他 負 債	1,331	1,445
未 決 済 為 替 借	96	182
未 払 費 用	247	176
給 付 補 て ん 備 金	2	1
未 払 法 人 税 等	102	143
前 受 収 益	222	145
職 員 預 り 金	280	264
リ ー ス 債 務	159	411
資 産 除 去 債 務	25	25
そ の 他 の 負 債	194	93
賞 与 引 当 金	198	218
退 職 給 付 引 当 金	219	192
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	147	161
預 金 払 戻 引 当 金	1	0
偶 発 損 失 引 当 金	60	104
債 務 保 証	1,989	2,251
負 債 の 部 合 計	500,045	496,181
(純資産の部)		
出 資 金	1,285	1,281
普 通 出 資 金	1,285	1,281
利 益 剰 余 金	22,019	22,316
利 益 準 備 金	1,274	1,274
そ の 他 利 益 剰 余 金	20,744	21,041
特 別 積 立 金 (奉 仕 基 金 積 立 金)	14,900 (100)	14,900 (100)
当 期 未 処 分 剰 余 金	5,844	6,141
会 員 勘 定 合 計	23,304	23,598
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△3,895	△4,046
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△3,895	△4,046
純 資 産 の 部 合 計	19,409	19,551
負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	519,455	515,732

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
経常収益	6,051,081	6,214,441
資金運用収益	5,186,776	5,268,841
貸出金利息	3,531,805	3,636,781
預け金利息	112,769	150,424
有価証券利息配当金	1,482,558	1,421,775
その他の受入利息	59,642	59,861
役務取引等収益	479,555	539,290
受入為替手数料	173,854	171,277
その他の役務収益	305,700	368,012
その他業務収益	63,671	53,695
国債等債券売却益	32,268	12,808
その他の業務収益	31,403	40,887
その他経常収益	321,077	352,613
償却債権取立益	256,382	189,088
株式等売却益	58,935	158,526
その他の経常収益	5,759	4,999
経常費用	5,326,204	5,776,257
資金調達費用	166,551	150,867
預金利息	144,236	127,189
給付補てん備金繰入額	1,704	1,250
借入金利息	17,099	17,146
その他の支払利息	3,510	5,280
役務取引等費用	257,632	278,684
支払為替手数料	39,741	40,127
その他の役務費用	217,891	238,557
その他業務費用	119,377	189,335
国債等債券売却損	9,830	84,086
その他の業務費用	109,546	105,248
経費	3,880,703	3,859,693
人件費	2,455,263	2,446,798
物件費	1,370,127	1,361,073
税金	55,311	51,820
その他経常費用	901,939	1,297,677
貸倒引当金繰入額	871,350	1,165,957
貸出金償却	172	3,622
株式等売却損	25,304	79,698
その他の経常費用	5,112	48,399
経常利益	724,877	438,184

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
特別利益	14,970	—
固定資産処分益	14,970	—
特別損失	28,590	10,699
固定資産処分損	28,590	10,699
税引前当期純利益	711,257	427,484
法人税、住民税および事業税	246,629	271,621
法人税等調整額	△39,654	△179,555
法人税等合計	206,975	92,066
当期純利益	504,281	335,418
繰越金(当期首残高)	5,340,264	5,806,141
当期末処分剰余金	5,844,546	6,141,559

■ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和4年度	令和5年度
	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日
当期末処分剰余金	5,844,546	6,141,559
剰余金処分額	38,405	38,368
普通出資に対する配当金	(年3%) 38,405	(年3%) 38,368
繰越金(当期末残高)	5,806,141	6,103,191

※詳細な計数資料等につきましては、「資料編」として当金庫ホームページに掲載しております。

しがちゅうしんについて

■ 滋賀中央信用金庫の沿革

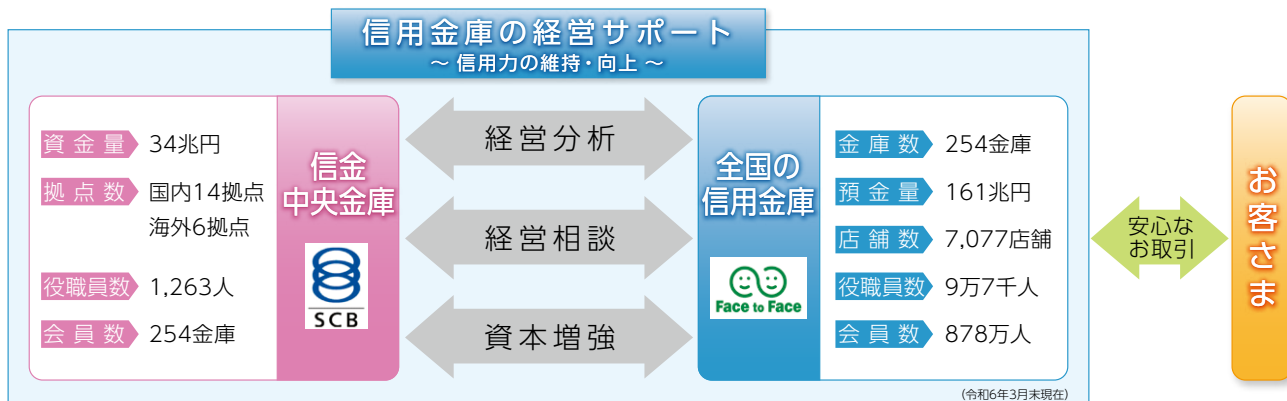
大正 3年 6月	産業組合法による有限責任彦根信用組合創立
7年 4月	芹中出張所（現銀座支店）開設
11年 12月	産業組合法による有限責任八幡町信用組合創業
昭和 18年 8月	芹中出張所を川原町出張所へ名称変更
26年 10月	信用金庫法による彦根信用金庫に組織変更
27年 3月	信用金庫法による近江八幡信用金庫に組織変更
9月	守山支店開設
28年 7月	旧彦根信用金庫東支店（現城東支店）開設
31年 4月	愛知川支店開設
7月	北里出張所開設
32年 11月	旧近江八幡信用金庫本店（現八幡支店）新築
34年 7月	川原町出張所、支店に昇格
40年 4月	北里出張所、支店に昇格
11月	旧近江八幡信用金庫南支店（現八幡駅前支店）開設
41年 8月	旧彦根信用金庫本店（本部および彦根営業部）新築移転
44年 4月	野洲支店開設
46年 7月	川原町支店を銀座支店に名称変更
12月	高宮支店開設
50年 10月	栗東支店開設
51年 11月	稲枝支店開設
53年 4月	守山支店新築移転ならびに本町支店（旧守山支店）開設
55年 10月	北里支店新築移転
56年 11月	豊郷支店開設
57年 5月	安土支店開設
11月	旧近江八幡信用金庫本店を新築移転し、旧本店を八幡支店に名称変更
58年 11月	平田支店開設
60年 4月	湖東町支店開設
11月	本町支店を守山駅前支店に名称変更し移転開設
62年 6月	八幡西支店（現八幡西出張所）開設
12月	多賀支店開設
63年 11月	中主支店開設

平成 元年 11月	旧近江八幡信用金庫南支店（現八幡駅前支店）新築移転
2年 8月	旧彦根信用金庫南支店（現城南支店）開設
4年 2月	守山北支店開設
5年 3月	佐和山支店開設
6年 3月	竜王支店開設
12月	河瀬支店開設
8年 4月	ビバシティ彦根内に南彦根駅前出張所を開設
11年 11月	秦荘支店開設
16年 7月	旧彦根信用金庫と旧近江八幡信用金庫が合併し新生「滋賀中央信用金庫」“しがちゅうしん”スタート
12月	総預金3,000億円を達成
17年 11月	草津支店開設
20年 12月	南草津支店開設
21年 12月	総預金3,500億円を達成
25年 1月	八幡西支店を八幡西出張所に変更
26年 5月	八幡支店新築移転
27年 6月	総預金 4,000 億円を達成
29年 5月	豊郷支店新築移転
30年 11月	大津支店開設
令和 元年 5月	守山駅前支店新築移転
6月	総預金 4,500 億円を達成
2年 3月	「しがちゅうしん SDGs 宣言」の策定
5月	本部・彦根営業部新築移転
3年 3月	南彦根駅前出張所を彦根営業部に統合（店舗内店舗方式）
8月	八幡西出張所を本店営業部に統合（店舗内店舗方式）
9月	秦荘支店を愛知川支店に、守山北支店を守山支店に統合（店舗内店舗方式）
4年 5月	愛知川支店・秦荘支店を新築移転

■ 業界ネットワーク



信金中央金庫は、全国の信用金庫を会員とする協同組織形態の金融機関で、信用金庫の中央金融機関として、1950年に設立されました。信金中央金庫は、「信用金庫の中央金融機関としての役割」と「個別金融機関としての役割」を併せ持つ金融機関として、会員信用金庫と一体となって業務を行っています。また、2000年には優先出資を東京証券取引所に上場しています。



■ 機能

1. 持続可能な社会を実現する機能

信用金庫がお客さまのために行っている多様な業務をサポートし、顧客ニーズの多様化・高度化に信用金庫が迅速に対応できるよう、中小企業のビジネスマッチングや海外展開、個人の資産形成や相続、地域創生やデジタルの活用などに取り組んでいます。

2. 信用金庫のセントラルバンク機能

信用金庫の収益力向上や健全性確保などに向けて、信用金庫のセントラルバンクとして、コンサルティング機能のさらなる強化や信用金庫業界のサイバーセキュリティ対策のほか、信用金庫経営力強化制度等の適時・適切な運営を通じて、信用金庫業界の信用秩序の維持に万全を期しています。

3. 機関投資家としての機能

全国の信用金庫から預け入れられた預金や金融債を発行して調達した資金を、国内外の金融商品や事業会社などへの貸出により運用しています。また、グローバルに投融資を行っている金融グループとして持続可能な社会の実現に向け、ESG投融資等を推進しています。

■ 当金庫のディスクロージャー誌(資料編)の閲覧に係るご案内

滋賀中央信用金庫のディスクロージャー誌REPORT2024のうち、詳細な計数資料等につきましては、当金庫ホームページをご覧ください。

店舗一覧

店 舗 名	所 在 地	電 話 番 号
彦 根 営 業 部	彦根市小泉町34番地1	0749-22-7721
南彦根駅前出張所	彦根市小泉町34番地1 (彦根営業部内)	0749-22-7721
銀座支店	彦根市河原三丁目1番26号	0749-22-0854
城東支店	彦根市旭町1番18号	0749-22-7726
高宮支店	彦根市高宮町1753番地の3	0749-23-4411
平田支店	彦根市平田町422番地の16	0749-22-1321
城南支店	彦根市西今町394番地の1	0749-24-9061
佐和山支店	彦根市西沼波町203番地の6	0749-27-1800
愛知川支店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3	0749-42-2255
秦荘支店	愛知郡愛荘町豊満1349番地3 (愛知川支店内)	0749-42-2255
稲枝支店	彦根市肥田町1013番地の6	0749-43-5600
豊郷支店	犬上郡豊郷町安食南273番地	0749-35-4331
湖東町支店	東近江市池庄町1番地の9	0749-45-1601
多賀支店	犬上郡多賀町多賀515番地	0749-48-2131
河瀬支店	彦根市川瀬馬場町1091番地の5	0749-25-3900
本店営業部	近江八幡市桜宮町198番地	0748-34-7766
八幡西出張所	近江八幡市桜宮町198番地 (本店営業部内)	0748-34-7766
八幡支店	近江八幡市仲屋町元19番地	0748-32-3161
北里支店	近江八幡市十王町81番地	0748-34-8111
八幡駅前支店	近江八幡市鷹飼町南三丁目1番地15	0748-37-6141
安土支店	近江八幡市安土町下豊浦4715番地	0748-46-3121
竜王支店	蒲生郡竜王町大字駕奥丁68番地	0748-57-1800
守山支店	守山市守山六丁目7番16号	077-583-2711
守山北支店	守山市守山六丁目7番16号 (守山支店内)	077-583-2711
守山駅前支店	守山市守山一丁目6番12-101号	077-582-3160
野洲支店	野洲市小篠原1172番地	077-588-3111
中主支店	野洲市西河原2236番地	077-589-4141
栗東支店	栗東市手原四丁目8番10号	077-553-3151
草津支店	草津市野村六丁目3番25号	077-569-4551
南草津支店	草津市野路町456番地の1	077-569-5230
大津支店	大津市松原町3番6号	077-531-2522

店外 キャッシュ コーナー	中央町出張所	彦根市中央町4番43号	
	彦根市立病院	彦根市八坂町1882番地	彦根市立病院
	イオンタウン彦根	彦根市古沢町255番1	イオンタウン彦根
	平和堂愛知川店	愛知郡愛荘町愛知川58番地	平和堂愛知川店
	アストパワーセンター	犬上郡豊郷町沢250番地の1	アストパワーセンター
	ビバシティ彦根	彦根市竹ヶ鼻町43番地の1	ビバシティ彦根
	平和堂稲枝店	彦根市野良田町300番地の1	フレンドマート稲枝店
	秦荘出張所	愛知郡愛荘町安孫子850番地	
	イオン近江八幡店	近江八幡市鷹飼町南三丁目7番地	イオン近江八幡店
	アル・プラザ近江八幡	近江八幡市桜宮町202番地の1	アル・プラザ近江八幡
	八幡桐原出張所	近江八幡市堀上町155番地の15	
	モリーブ	守山市播磨田町185番地の1	モリーブ
	守山北出張所	守山市水保町1134番地の8	
	アクロスプラザ野洲	野洲市市三宅1013番地	アクロスプラザ野洲
	アル・プラザ野洲	野洲市小篠原1000番地	アル・プラザ野洲
	イオンモール草津	草津市新浜町300番地	イオンモール草津
Oh!Me大津テラス	大津市打出浜14番30号	Oh!Me大津テラス	
アル・プラザ堅田	大津市本堅田5丁目20番10号	アル・プラザ堅田	

●ATM稼働時間は、当金庫ホームページをご確認ください。

(令和6年6月末現在)



1 彦根営業部・南彦根駅前出張所



2 銀座支店



3 城東支店



4 高宮支店



5 平田支店



6 城南支店



7 佐和山支店



8 愛知川支店・秦荘支店



9 稲枝支店



10 豊郷支店



11 湖東町支店



12 多賀支店



13 河瀬支店



14 本店営業部・八幡西出張所



15 八幡支店



16 北里支店



17 八幡駅前支店



18 安土支店



19 竜王支店



20 守山支店・守山北支店



21 守山駅前支店



22 野洲支店



23 中主支店



24 栗東支店



25 草津支店



26 南草津支店



27 大津支店

●店舗の詳細は当金庫ホームページをご覧ください。